

関市こどもの権利条例（案）

～未来を担うこどもの権利を保障し、誰もが安心して育つまち～
基本的な考え方や取組を定めた条例案です。

条例の構成

<前文>

<総則>

1 目的

2 定義

<権利の保障>

3 特に大切なこどもの権利

4 安全に安心して生きる権利

5 のびのびと学び育つ権利

6 自分を守り、自分が守られる権利

7 主体的に参加する権利

<権利を保障するための役割>

8 こどもの役割

9 市の責務

10 保護者の責務

11 地域住民等の役割

12 育ち学ぶ施設の役割

13 事業者の役割

<権利を保障するための施策の推進>

14 居場所

15 療育・発達支援等

16 学びの機会

17 意見表明

18 こども議会

19 こどもの参画

<こどもの安全・安心の確保>

20 いじめ・虐待・体罰の防止と対応

21 貧困の防止

22 安全環境の整備

<こどもの権利擁護>

23 こどもの権利擁護委員会

<周知及び啓発>

24 普及啓発

名称

関市こどもの権利条例

1 目的

本条例は、児童の権利に関する条約の精神に則り、市、保護者、市民、子育てに関わる者及び事業者の役割を明らかにするとともに、すべてのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに成長する社会を実現し、こどもの権利を保障することを目的とします。

<要旨>

- ・市、保護者、市民等、及び事業者それぞれの役割を明確にします。
- ・全てのこどもを「一人の人間」として尊重することを明記します。
- ・こどもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。
- ・こどもの権利を包括的に保障することを目的とします。

2 定義

(1) 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ①こども 満18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることが適当である人をいいます。
- ②保護者 親及び親に代わってこどもを養育する人をいいます。
- ③地域住民等 地域の住民及び団体をいいます。
- ④育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他のこどもが育ち、学び活動する施設の関係者をいいます。

<要旨>

- ・この条例案で使われている用語の意味についての説明です。

3 特に大切な権利

こどもは、子どもの権利条約に基づき、こどもの権利が保障されます。この章に定める権利は、こどもがひとりの人間として持っている特に大切なものとして保障されなければなりません。

<要旨>

- ・こどもの権利は、子どもの権利条約の理念に基づいて保障されます。
- ・ここで示す権利は、こどもが一人の人間として持つ重要な権利であることを明確にします。
- ・確実に保障されなければならない特に大切な権利として規定しています。

4 安全に安心して生きる権利

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情を持って育まれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療の提供が受けられること。
- (4) 安心して過ごすことができるための居場所があること。
- (5) 自分にとって、最も良いことを考えてもらうこと。

<要旨>

- ・こどもの権利条約の4つの権利のひとつである「生きる権利」を示しています。
- ・こどもが安全に安心して生きるために保障される権利として規定しています。

5 のびのびと学び育つ権利

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分に関することを主体的に決めること。
- (3) 自分が学びたいことを学ぶこと。
- (4) 遊んだり、休息すること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

<要旨>

- ・こどもの権利条約の4つの基本原則のひとつである「育つ権利」を示しています。
- ・こどもがのびのびと社会の中で豊かに育つために保障される権利として規定しています。

6 自分を守り、自分が守られる権利

- (1) あらゆる差別を受けないこと。
- (2) 虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。
- (3) 個人の秘密が守られること。
- (4) 人格を傷つけられないこと。
- (5) 権利が侵害された時は速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

<要旨>

- ・こどもの権利条約の4つの基本原則のひとつである「守られる権利」を示しています。
- ・こどもが自分を守り、自分が守られるために保障される権利として規定しています。

7 主体的に参加する権利

- (1) 自分の意見や考えを表現でき、聞いてもらえること。
- (2) 意見を表明する機会が与えられること。
- (3) 自分たちの意見が尊重されること。
- (4) 必要な情報を取得できること。
- (5) 年齢や成長に応じて社会に参画し、意見が反映されること。

<要旨>

- ・こどもの権利条約の4つの基本原則のひとつである「参加する権利」を示しています。
- ・こどもが自分たちにかかわることについて主体的に参加するために保障される権利として規定しています。

8 こどもの役割

こどもは、自分と他の人それぞれに権利があることを理解し、尊重します。

<要旨>

- ・こどもが自分にも他者にも権利があることを理解し、他の人の考えや気持ちを大切にすることを必要性について規定しています。

9 市の責務

- (1) 市は、こどもの権利を尊重し、市民と協働して必要な施策を通じてその権利の保障に努めます。
- (2) 市は、こどもが悩みや困りごとを相談することができ、保護者がこどもの養育に関し、相談し、支援を受けることができる環境の整備に努めます。
- (3) 市は、こどもが、市の取組について情報を取得できるよう努めます。

<要旨>

- ・市がこどもの権利を尊重し、その権利の保障に努めるために、市が果たすべき責務について規定しています。

10 保護者の責務

- (1) 保護者は、こどもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その成長に第一義的な責任があることを認識した上で、こどもを守り育てなければなりません。
- (2) 保護者は、こどもの健やかな成長のため、こどもの気持ちを尊重し、最善の方法を考え、こどもの発達段階に応じた養育に努めなければなりません。

<要旨>

- ・保護者が家庭における養育と発達支援の役割を理解し、こどもの成長に対する第一義的な責任を自覚し、養育することを規定しています。

11 地域住民等の役割

- (1) 地域住民等は、こどもの権利を尊重し、地域社会の中でこどもが健やかに成長できるよう支援に努めます。
- (2) 地域住民等は、こどもが地域社会の一員であることを認識し、こどもとともに地域活動を行うよう努めます。

<要旨>

- ・地域住民等がこどもの権利を尊重し、地域社会の中で支援し、共に地域活動に参加することを役割として規定しています。

1 2 育ち学ぶ施設の役割

- (1) 育ち学ぶ施設は、こどもが主体的に育ち、学ぶことができるよう必要な支援に努めます。
- (2) 育ち学ぶ施設は、こどもがこどもの権利について理解し、その権利が保障されるために必要な支援に努めます。

<要旨>

・育ち学ぶ施設はこどもが主体的に育ち学べる環境を整え、こどもの権利が保障されるために必要な支援を行うことを役割として規定しています。

1 3 事業者の役割

- (1) 事業者は、その事業活動においてこどもの権利を尊重するとともに、その事業所で働く従業員が、こどもの権利を尊重できるよう支援を行い、こどもの権利の保障に努めます。
- (2) 事業者は、従業員が仕事と生活の調和の視点から、こどもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めます。

<要旨>

・事業者は従業員がこどもの権利を理解・尊重できるよう支援するとともに、育児と仕事の両立が図れる職場環境の整備に努めることを役割として規定しています。

1 4 居場所

- (1) 市は、こどもの年齢や発達に応じた多様な居場所の整備に努めます。
- (2) 市は、こどもが交流し、こども自身が企画・運営に参画できる拠点を整備するとともに、その運営に努めます。
- (3) 市や地域住民等、育ち学ぶ施設は、こどもが自ら安心して過ごせる居場所を作ることができるよう、必要な支援を行うよう努めます。

<要旨>

・こどもの年齢や発達に応じた多様な居場所の整備や、こどもが自ら安心して過ごせる居場所を作ることができるための支援など居場所の必要性について規定しています。

1 5 療育・発達支援等

- (1) 市や育ち学ぶ施設の関係者は、こども一人ひとりの発達特性に合わせ、必要な配慮をするとともに、適切な療育・発達支援が受けられるよう、環境の整備に努めます。
- (2) 市は、個別の状況に応じた適切な教育・保育体制及び就学相談の充実を図るよう努めます。

<要旨>

・発達特性に応じた療育・支援環境の整備に努めるとともに、個別状況に応じた教育・保育体制や就学相談の充実を図ることについて規定しています。

16 学びの機会

- (1) 市は、こどもが多様な力を育むことができるよう学びの場の整備に努めます。
- (2) 市や地域住民等、育ち学ぶ施設は、全てのこどもが多様な学びの機会に参加することができるよう支援に努めます。

<要旨>

- ・こどもが多様な力を育むために学びの場を整備するとともに全てのこどもが多様な学びに参加できるよう支援することについて規定しています。

17 意見表明

市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設は、こどもが家庭、地域、育ち学ぶ施設において意見を表明しやすい環境づくりに努めます。

<要旨>

- ・こどもが意見表明しやすい環境づくりについて規定したものです。

18 こども議会

- (1) 市は、こどもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、こども議会を開催します。
- (2) 市は、こども議会で提案された意見などを尊重します。

<要旨>

- ・市はこどもが意見表明・参加できる場としてこども議会を開催し、そこでの提案や意見を尊重することについて規定しています。

19 こどもの参画

- (1) 市や育ち学ぶ施設、地域住民等は、こどもが社会参加の重要性を理解できるよう、こどもの社会参加を促進するための環境づくりに努めます。
- (2) 市は、育ち学ぶ施設や地域住民等とともにこどもが地域活動の企画及び実施に参画し協働することができるよう支援に努めます。
- (3) 市や育ち学ぶ施設、地域住民等は、こども会議を開催するなどこどもの意見を反映するよう努めます。

<要旨>

- ・市や育ち学ぶ施設、地域住民等がこどもの社会参加を促進する環境づくりや、こどもが地域活動の企画・実施に参画できるよう支援することについて規定しています。

20 いじめ・虐待・体罰の防止と対応

- (1) 市は、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民等と協力し、いじめ、虐待、体罰の防止、相談及び救済のために必要な施策を講じます。
- (2) 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民等は、いじめの早期発見に努め、いじめ・虐待・体罰があったときは、直ちに被害にあったこどもを守り、関係機関と連携していじめ・虐

待・体罰の解消に努め、必要な措置又は支援を行うものとします。

<要旨>

- ・市は保護者・育ち学ぶ施設・地域住民等と連携していじめ・虐待・体罰の防止や相談・救済の施策を講じ、発見時には速やかに被害児童を守り関係機関と連携して解消と必要な支援を行うことについて規定しています。

2.1 貧困の防止

市は、こどもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、こどもの貧困防止のための対策に取り組むよう努めます。

<要旨>

- ・市はこどもが安心して健やかに成長できるよう、こどもの貧困防止に向けた対策に取り組むことについて規定しています。

2.2 安全環境の整備

市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設及び事業者は協働し、こどもが安全・安心に過ごすことのできる環境づくりに努めます。

<要旨>

- ・市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設及び事業者が協働して、こどもが安全で安心して過ごせる環境づくりに努めることについて規定しています。

2.3 こどもの権利擁護委員会

市は、こどもの権利を擁護し、相談対応及び第三者調査の助言等を行うため、こどもの権利擁護委員会を設置するものとします。

<要旨>

- ・市はこどもの権利を擁護し、相談対応や第三者調査の助言を行うため、こどもの権利擁護委員会の設置に努めることについて規定しています。

2.4 普及啓発

市は、こども、地域住民等及び育ち学ぶ施設に対し、こどもの権利について普及啓発を図ります。

<要旨>

- ・市は、こどもの権利について広く周知し、理解と意識の向上を図ることについて規定しています。